

家庭系ごみ処理手数料の改定について (お知らせ)

益田地区広域クリーンセンターへ可燃ごみを直接持ち込む場合のごみ処理手数料が令和2年4月から下記のとおり改定されます。

これは、ごみの減量化や資源化をさらに進めるとともに、ごみ処理に必要な費用を適正に負担していただくための改定です。ご理解とご協力をお願いします。

記

1 改定時期 令和2年4月1日

2 改定の内容

| 種別 | 現行 (令和2年3月31日まで) | 改定額 (令和2年4月1日～) |
|--------------|--------------------------------------|----------------------|
| 家庭系 一般廃棄物 | ①軽貨物又は普通自動車による搬入 車両1台につき 510円 | 10kg又はその端数につき 60円 |
| | ②上記以外の車両による搬入 350kg又はその端数につき 510円 | |

お問い合わせ先 益田地区広域市町村圏事務組合 焼却施設課
TEL : 0856-31-0226